

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 4 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

令和 8 年熊本地震による被災者に対する
森林環境税の免除について

令和 8 年熊本地震による被災者に対する国税である森林環境税の免除については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 11 条第 1 号の規定、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 300 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定並びに「森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について」（令和 4 年 9 月 9 日付け総税市第 76 号総務省自治税務局長通知）（別添 1）に基づき、「森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項について」（令和 4 年 9 月 9 日付け総税市第 77 号総務省自治税務局市町村税課長通知）（別添 2）に留意の上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務として適切に運用されるよう、貴都道府県内の市区町村に対して周知をお願いします。

なお、令和 8 年 4 月 1 日以降は、特定非常災害の指定を受けた場合において、災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであるときは、納税義務者からの免除に係る申請書の提出がなくても、市町村長が職権で免除することが可能となっています。令和 8 年熊本地震による災害について特定非常災害の指定が行われた際には、改めて事務連絡によりお知らせします。

(連絡先)

諸税係

電話：03-5253-5670（直通）

総 税 市 第 7 6 号
令和 4 年 9 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について

森林環境税の賦課徴収の事務は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条第1項において、市町村が行うこととされており、当該事務については、同法第21条において地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされています。

このたびの森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「令」という。）の制定に併せて、地方自治法第245条の9第1項の規定に基づき、市町村が第1号法定受託事務として行うこととされた森林環境税の賦課徴収の事務を処理するに当たりよるべき基準について下記のとおり定めましたので、適切に運用されるようお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対しても処理基準に従った事務処理を行う旨周知されるようよろしくお願いします。

記

- 1 令第4条第1項に規定する「市町村長が必要があると認める場合」について
令第4条第1項に規定する「市町村長が必要があると認める場合」とは、住宅の被災等の事由により、森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらず、令第3条第1項に規定する申請書の提出が遅れたことについてやむを得ないと認められる場合に限るものとする。
- 2 令第5条に規定する「災害」の定義
令第5条に規定する「災害」とは、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第1条に規定する災害と同様であり、

原則として次に掲げるものとする。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害
- (2) 火災、鉱害、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害
- (3) 害虫、害獣その他の生物による異常な災害

3 令第5条第3号及び第4号関係

- (1) 令第5条第3号及び第4号の規定に基づき、災害による住宅又は家財の損害金額を算出する際は、原則として「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」により埋められた部分の金額は除くこととする。

このとき、「その他これらに類するもの」については、原則として次に掲げるものとする。

- ① 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
 - ② 資産の損害の補填を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金
- (2) 令第5条第3号及び第4号においては、罹災証明書における住宅の被害の程度を踏まえた森林環境税の免除を行うことを認めているが、この場合の免除の可否の判定基準は、罹災証明書における住宅の被害の程度の区分に従うこととし、具体的な免除の可否については下表のとおりとする。

表：罹災証明書における住宅の被害の程度と免除の可否

住宅の被害 の程度 前年中の 合計所得金額	免除の可否			
	半壊に相当 するとき (損害割合 20%以上 30% 未満)	中規模半壊に 相当するとき (損害割合 30%以上 40% 未満)	大規模半壊に 相当するとき (損害割合 40%以上 50% 未満)	全壊に相当 するとき (損害割合 50%以上)
500 万円以下	—	免除する	免除する	免除する
500 万円を超え 750 万円以下	—	—	—	免除する

※ 罹災証明書における住宅の被害の程度により免除の可否を判定する際は、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」により埋められた部分の金額は除かず、住宅の被害の程度のみによって判定するものとする。

4 令第7条の判定基準

- (1) 令第7条第1号及び第2号に掲げる免除の要件に該当するか否かの判定に当

たっては、市町村において、免除の可否の判定時点における個々の森林環境税の納税義務者の担税力の有無を慎重に見極めた上で、それらを客観的かつ総合的に勘案して判定を行うものとする。

なお、免除の可否の判定時点において、森林環境税の納税義務者に失業又は廃業等の担税力を一定程度減殺するような事実が生じている場合であっても、当該納税義務者の他の収入等の状況も勘案した上で判定を行うものとする。

また、一定の事由に該当する納税義務者について、当該事由が当該納税義務者の担税力に必ずしも影響を及ぼさないにもかかわらず、一律かつ無条件に免除する等の画一的な免除の可否の判定は行わないものとする。

- (2) 令第7条第1号に規定する「収入が著しく減少した場合」及び同条第2号に規定する「森林環境税を納付することが困難であると認められる場合」については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和4年総務省告示第310号）において規定されているが、同告示第二号のイからハまでの状態にある者についても、当該状態にあるという事実のみにより免除の可否の判定を行うことはせず、当該状態に該当することとなったことにより生活が著しく困難となった場合に該当するか否かという観点から、免除の可否の判定を行うものとする。

※ 同号のイからハまでの状態に該当することとなる例としては、「疾病により多額の医療費を支出したこと」、「盗難により多額の被害を受けたこと」等が考えられる。

総 税 市 第 7 7 号

令和 4 年 9 月 9 日

〔令和 8 年 4 月 1 日総税市第32号・一部改正〕

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長

(公 印 省 略)

森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項について（通知）

森林環境税の賦課徴収の事務は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項において、市町村が行うこととされているところですが、このたび、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 300 号。以下「令」という。）が制定されましたので、併せて、令第 1 条及び第 3 条から第 7 条までに規定されている森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項をお知らせします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 森林環境税の非課税について

森林環境税の非課税基準については、令第 1 条に定められたところであり、これに基づいて森林環境税の非課税の判定を行うこととなること。この非課税基準については、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 47 条の 3 に規定する個人住民税均等割の非課税基準と同一の基準としているが、個人住民税均等割の非課税基準とは異なり、参酌基準ではないことに留意されたいこと。

2 森林環境税の免除について

(1) 森林環境税の免除の申請

森林環境税の免除については、令第3条第1項の規定に基づき、森林環境税の納税義務者からの申請書の提出を受けなければならないことに留意されたいこと。ただし、令第3条第3項の規定に基づき、特定非常災害として指定された非常災害により令第5条各号のいずれかに該当する者となったことが、罹災証明書の交付や災害弔慰金の支給に係る事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、令第3条第1項の規定にかかわらず、職権により森林環境税を免除することができることに留意されたいこと。

(2) 森林環境税の免除の額

法第11条の規定により免除される森林環境税の額は、その全額が対象となるため、一部の額のみを軽減することはできないこと。また、令第4条において、当該免除の額について、令第3条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除に係る事由が発生した日）以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額、令第3条第3項の規定により市町村長の職権により免除される場合は、当該免除に係る事由が発生した日以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額と規定していることに留意されたいこと。

(3) 森林環境税の免除の要件

森林環境税の免除の要件については、令第5条から第7条までに定められたところであり、これに基づいて森林環境税の免除の要件に該当するか否かの判定を行うこととなること。この免除の要件については、個人住民税の減免の要件とは異なり、各地方団体の条例に委任されていないことに留意されたいこと。

(参照条文)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）

(免除)

第十一条 市町村長は、次に掲げる者に対しては、政令で定めるところにより、森林環境税を免除する。

一 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者

二・三 略

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 300 号）

(免除の申請手続)

第三条 法第十一条の規定の適用を受けようとする森林環境税の納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 当該納税義務者の氏名及び住所

二 免除を受けようとする事由

三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。

ただし、市町村長が当該書類により確認する方法以外の方法により当該事項を確認することができる場合として当該市町村長が定める場合は、この限りでない。

3 市町村長は、森林環境税の納税義務者について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害により第五条各号のいずれかに該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、職権により森林環境税を免除することができる。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項の規定による同項に規定する罹災証明書(第五条第三号及び第四号において「罹災証明書」という。)の交付

二 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項の規定による災害弔慰金の支給

(令八政八三・一部改正)

(免除の額)

第四条 法第十一条の規定により免除される森林環境税の額（次項において「免除額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額とする。

一 前条第一項の申請書の提出があった場合 当該申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除に係る事由が発生した日）

二 前条第三項の規定により市町村長の職権により免除される場合 当該免除に係る事由が発生した日

2 法第十一条各号に掲げる者が法第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百二十一条の三第一項又は第三百二十一条の七の二第一項若しくは第三百二十一条の七の八第一項の規定により特別徴収の方法によって森林環境税を徴収される者である場合には、免除額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日以後に支払を受けるべき同法第三百十七条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等の支払の際に徴収されるべき森林環境税の額に相当する額とする。

(令八政八三・一部改正)

(法第十一条第一号の政令で定める者)

第五条 法第十一条第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 災害（法第十一条第一号に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下この条において同じ。）により死亡した者

二 災害により障害者（法第四条第二項第一号に規定する障害者をいう。）となった者

三 災害により自己（地方税法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める親族を含む。以下この号及び次号において同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。同号において同じ。）がその住宅又は家財の価額の十分の三以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の法第四条第二項第四号に規定する合計所得金額（次号において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

四 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の合計所得金額が五百万円を超え七百五十万円以下であるもの

(令八政八三・一部改正)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和4年総務省告示第 310 号）

- 一 令第七条第一号に規定する収入が著しく減少した場合として総務大臣が定める場合は、その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となった場合とする。
- 二 令第七条第二号に規定する森林環境税を納付することが困難であると認められる場合として総務大臣が定める場合は、森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらずに次に掲げる状態に該当することとなったことにより、生活が著しく困難となった場合とする。
 - イ 失業又は廃業以外の事由によりその年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したこと。
 - ロ やむを得ない多額の支出を行ったこと。
 - ハ 所有する資産について損害を受けたこと。